



会 報

日 食 協

第 54 号 63. 1. 1 発行 日本加工食品卸協会 〒103 東京都中央区日本橋室町2丁目5番11号(江戸ビル4階)
電話 東京03(241)6568・6569番 FAX;03-241-1469

目

次

〈新年のご挨拶〉	2
割戻金即引き実施年迎える	3
◇割戻金即引化に関する経過報告とご協力をお願い	4
理事会で重要3議案を審議	6
返品に関する自主規制基準	9
◇“自主規制基準”で関連活動	21
◇「自主規制基準」の内容協議	21
賛助会員世話人会で「新価格体系」の理解深む	22
◇「新価格体系」検討協議はすでに10回	23
正副会長会議を開催	24
運営委員会	24
◇藤徳物産㈱が食品流通局局長賞	25
◇年末年始の物価安定で通達	25
◇フードウィークに協賛参加	26
◇近促関連調査で協力	26
商品委員会	26
情報システム化委員会	27
◇62年度「情報化標準モデル策定調査委託事業」順調に進む	28
◇WGでアンケート内容検討	29
◇食品卸の物流実態把む	30
◇小分け費用等を検討	30
農村地への工業導入制度を拡充か	34
支部ニュース 関東支部で商品研修会・物流見学会・セミナー	35
◇共同配送委員会	37
缶詰ブランドオーナー会 幹事会、全体会議ーパイン、果実合同部会・みかん懇談会、スイートコーン、みかん開缶研究会	37
関連団体報知	40



新年のご挨拶

日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

新年明けましておめでとうございます。

ことは産業界にとりましては、新世紀に向けての起点に立つ年ではないかと存じます。

たしかに、国際経済環境は円高ドル安の基調が続くとの見方があり、また、食品業界では特にその成り行きが注目されております農産物12品目のガット裁定問題、あるいは税制改革等々いずれも気の許せない重要課題が山積みされております。

しかし、流通業界はこういう年にこそ清新な活力を養い業界全体が飛躍することを望まないではおられません。

昨年5月、日食協は行政のご指導ならびに業界関係のみなさまのご協力により創立10年の歴史を持つた団体にまで成長することができました。

この10年間積み重ねてきた活動を踏まえ、ことは会員一同新たな決意で目的の遂行に努力して参りたいと思っております。

業界永年のテーマとなっております割戻金標準化ならびにその即引化の推進につきましては、メーカー各位の前向きのご協力により決済期間の短縮化が進み、いよいよことしのメーカー事業年度開始月から基本契約割戻金を中心として即引が大勢として実施される運びとなりました。

その切り替え時におきましてはいろいろと手間暇を要することもあろうかと思われませんが、業界全体の合理化推進の観点から、是非ともご尽力いただきたいと存じます。

また、返品問題の是正に関しましては商品委員会が担掌する返品問題改善協議会において継続的に取り組んで参っておりますが、このたび日本百貨店協会ならびに日本チェーンストア協会の両協会におかれては、「返品に関する自主規制基準」を設定され、公正な取引の維持、確立に努められることになり、本年4月1日から適用される旨のご連絡をいただいております。

今後の具体的問題につきましてはお話し合いの場を設けさせていただく所存ですが、流通業界にとって大きな前進でありご同慶の至りに存じます。

業界の最大関心事となっております新価格体系構築問題に関しましては一昨年来から検討協議会の場において真剣に話し合いを進め、さらに賛助会員世話人会では、食品卸業界が置かれている現状認識、あるいは機能対価等につき深いご理解を賜ったところであります。

これら、業界の重要課題をより実りあるものとするためには、卸業界自体が健全にして秩序ある流通理念をまず構築することが大前提であると存じます。

そうした思いを込めて、ことはさらに会員の結束を図るとともに組織の輪を拡げて参りたいとお願いいたします。

会員ならびに賛助会員のご繁栄とみなさま方のご多幸を祈り申し上げます。

割戻金即引き実施年迎える

卸の「自覚と結束」を会長名で呼びかけ

商品委員会が昭和56年1月時点から業界取引の合理化を図るうえにおいて重要テーマとされていた割戻金制度の改善につき実態調査を経て「割戻金問題ワーキンググループ」を設置、さらにはメーカー協力のもとでの「割戻金標準化協議会」を発足し割戻金標準化モデルを作成、その普及に着手するとともに特に基本契約割戻金を中心とした決済期間の短縮化をメーカーに対して要請。メーカーの理解と協力によりその作業は予想以上に順調な進捗を見た。

日食協では、さらにこの決済期間の短縮化を前進させ、63年のメーカー事業年度開始月を目標に食品業界挙げての即引化実施を提案し、これが実現を期し新たに設けられた「割戻金即引化協議会」の場でメーカーとの話し合いを積極的に進め、前号既報の通り即引きの具体的な事務処理の方法等がとりまとめられ、昨62年5月に「割戻金即引化実施に伴う対応方法のご提案について」会長名をもってメーカー各社宛出状。賛助会員世話人会のご同意を得つつ、商品委員会の委員においては分担によって有力メーカー企業首脳の方々を個別に訪問し、直接ご依頼申しあげる等の作業が続けられた。

その結果はいずれも前向きのご理解ならびにご同意が得られ、いよいよ今年の実施年度を迎えることになった。これらの推進活動に当たっては、卸同業5団体の協力があつたことは申すまでもない。

食品業界に取ってまさしくこれは巨なる前進であるが、いま、卸業界に強く要請されていることは、ひとしく卸に携わっているものの新たなる自覚であり、それは流通秩序を互いに維持することである。これを怠っては決して実りある成果を得ることはできない。

日食協会長はこのことを痛感され、去る11月27日開催の理事会において強く訴えられるとともに、また、旧ろう10日には会長名をもって要旨次の通り会員各位に対し会員相互の自覚と結束を改めて呼びかけられた。

昭和62年12月10日
(写)：賛助会員殿

正会員各位

日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

割戻金即引化に関する経過報告とご協力のお願い

謹啓 貴社ますますご隆昌にてお慶び申し上げます。

さて、「割戻金即引化」問題につきましては、当協会発足時より当初の課題としてとりあげて参りましたが、別記経過報告書の通り会員各位のご支援を得て賛助会員の方々を中心とする有力メーカー各社に逐次ご理解を得るところとなり、第一段階として決済早期化を実現、これに引続き明年度のメーカー各社の営業開始日よりの即引化（基本契約割戻金を中心として）をご要望するところとなりましたことはご高承のとおりであります。

その後の経過をご報告申しあげれば本年度上半期より建値改訂を実施される有力メーカーのうち、より多くの方が早々と即引化実施に踏み切られるところとなり、さらに今秋商品委員会各社の分担による有力メーカー企業首脳の方々の訪問と明年度実施に係るご説明と再度のご依頼の際には、幸い新聞等既報のとおり賛助会員世話人会代表会社味の素㈱殿をはじめ積極的にご採用の意向を示され、明年度より実施の大勢が固まりつつあることは誠に同慶の至りであります。

本件を会員各社の財務体質の改善と管理業務の合理化に大いにご活用いただくことを願うものであります。また、同時にこれら有力メーカー各社にご依頼の際にそれぞれの首脳の方々から漏らされたご懸念は即引化することにより現在でも行過ぎた卸間の価格競争がさらに激化するのではないかとのご心配であり、もしこのような事実があれば卸の結束についての信頼は全く失われ、これに次ぐ重大課題として目下論議中の「新価格体系構築」に関する生販の話し合いにも致命的な支障となりますのでご如才もなきことと存じますが、くれぐれもその旨の企業方針の堅持と社内での徹底とをご依頼申し上げます。

もとより、本件がここまで進捗致して参ったのもひとえに卸の自覚と結束を生産層において評価されての結果であることは論を俟たぬところでありますが、今後当協会を中心とした卸の地位向上の如何なる論議も卸自身の自覚と結束によるところが最大の前提であることを痛感し、ご報告に併せお願いを申しあげる次第であります。

何卒ご賢察くださり当業界発展のためにさらなるご協力を賜わりますよう重ねてご希望申し上げます。

敬 具

記

〔 割戻金即引化に関する経過報告 〕

1. 割戻金即引化実施の目標設定期限

生産者各位の「昭和63年度事業年度の開始月には完全実施を望む」

2. 即引化対象割戻金

「基本契約割戻金」

「期間契約割戻金（副呼称：オープン）」

3. 経過説明

昭和56年1月……割戻金制度の改善につき具体的に着手

この間において調査・検討・研究し、標準化モデルを作成

- ・流通政策研究所に実態調査を委託
- ・商品委員会の傘下に「割戻金問題ワーキンググループ」設置
- ・賛助会員世話人会の協力のもとに「割戻金標準化協議会」を発足
- ・「割戻金標準化モデル」を作成

昭和59年5月……割戻金標準化モデルの普及に着手

この間においてモデルの普及促進と基本契約割戻金の年4回決済の促進を行う

- ・59年5月メーカーに対し「割戻金標準化に関するお願い」を当協会の会長名を以て出状依頼
- ・割戻金問題ワーキンググループは、
 - (イ) 標準化モデルの普及のためのアンケート調査を実施
 - (ロ) 基本契約割戻金の年4回決済の進捗状況の追跡調査を数回実施

昭和60年12月……基本契約割戻金の年4回決済促進のために進捗遅延メーカーに対し当協会の会長名にて再度の依頼書の出状

昭和61年8月……「割戻金即引化実施についてのお願い」を当協会会長名でメーカー及び商社に対し出状依頼

この間、

- ・即引化実施への準備期間として促進活動
- ・賛助会員世話人会の協力のもとに「割戻金即引化協議会」を発足

昭和62年5月……「割戻金即引化実施に伴う対応方法のご提案について」を当協会の会長名にてメーカー及び商社に対して出状

- ・商品委員による各分野代表メーカー及び商社への個別訪問による依頼

昭和63年度……割戻金即引化の完全実施目標期限

なお、全期間を通し年2回開催の賛助会員世話人会においてコンセンサスを得るべく協議を重ねてきた。

以上

理事会で重要 3 議案を審議

返品・即引き・新価格体系

11月27日正午から鉄道会館ルビーホールの鳳凰の間において理事会を開催し、①62年度上期活動経過報告に関する件 ②百貨店・チェーンストア両協会の「返品に関する自主規制基準」等に関する件 ③割戻金即引化の実施に関する件 ④新価格体系構築の推進状況等に関する件 ⑤新規会員、退会会員に関する件 ⑥収支状況報告に関する件 ⑦その他。；上半期の日食協活動を終え下期活動として取り組むべき重要課題について審議した。

議案の審議に当たって國分会長は要旨次のように挨拶された。

「卸業界として重要な段階を迎えている62年度事業活動は、早くも上半期を過ぎたが、この半年の間に各委員会の委員の努力と理事各位の尽力により、業界が抱えている課題を一步も二歩も前進させることができた。

去る5月25日には日食協の創立10周年を祝って全国から会員、賛助会員が集い、新しい世紀に向けて前進を誓い合ったが、この日を節目として委員会活動は意欲的に推進されてきた。

本日の議題となっている百貨店・チェーンストア両協会の「返品に関する自主規制基準」が設定されたことも、その裏には日食協が絶えず公取委と接してきた活動の一つの現われでもあると思う。

また、すでにご案内のごとく63年を実施年度とした割戻金の即引きについては、メーカー各社の前向きのご協力が得られ順調に準備が進められている。

いま、業界の最重要課題として協議を重ねている新価格体系の構築問題に関しては、食品取引改善委員会を窓口とし、新価格体系構築検討協議会等の協議の場を経て、メーカー、卸間のコンセンサスが積極的に図られつつある。

情報システム化委員会においても、ネットワーク検討会の場を通じ、業界に最もふさわしいシステムづくりを意欲的に進めているが、いずれも重要時点を迎えての理事会であり、議事が円滑に運ばれるようご協力いただきたい。」

【第1号議案】 昭和62年度上期活動経過報告に関する件；

事務局より2～4号議案に関連する活動以外の各委員会活動につき重点的に報告し、異議なくこれを承認した。

主な報告事項は次の通りである。

- ・ 4月24日：理事会

- 5月25日；定時総会、創立10周年記念講演会、パネルディスカッション、祝賀会を盛大に開催。農林水産大臣より感謝状拝受。
- 6月3日；近畿支部の支部総会を皮切りに関東支部（6月4日）、九州沖縄支部（6月8日）、東海ブロック（6月15日）、中国支部（6月16日）、四国支部（6月19日）、東北支部（6月25日）、北陸ブロック（7月6日）、北海道支部（7月28日）と各支部が活発に支部総会を開催。
- 9月30日；農林水産省委託事業「62年度加工食品卸売業情報化モデル策定調査」の委託事業第1回委員会。
- 情報システム化委員会活動では新企画による「情報システムセミナー」を東日本地区（10月22日～23日）、西日本地区（11月19日～20日）開催。
- 11月12日；正副会長会議で重要課題につき審議。
- CBO関係としては、もも缶詰7/24日、スイートコーン缶詰8/25日、みかん缶詰9/25日、それぞれ開缶研究会を開催。その他食品添加物表示問題等。
- 関連団体活動としては、5月25日に第2回食品卸団体連絡協議会、パインアップル缶詰開缶研究会（9月25日、10月2日）の協賛。
フードウィーク食生活展への参加協力。

以上のような活動について概略を報告した。

【第2号議案】 百貨店・チェーンストア両協会の「返品に関する自主規制基準」等に関する件；

この第2号議案に関しては、廣田商品委員長より両協会作成の自主規制基準の要旨説明と今後の日食協活動としてのスケジュール化について述べられ、その方向づけを全員異議なく承認した。

（関連記事は9頁参照）。

【第3号議案】 割戻金即引化の実施に関する件；

この議案に関し、ワーキンググループ座長の市ノ瀬竹久氏が経過概要と63年度メーカー事業年度の開始月から完全実施の方向づけであることに関連し、その進捗状況が報告されたあと、廣田商品委員長より、これを円滑に推進するに当たっては、卸側の無用な競争を自粛し秩序ある流通基盤を固めることを前提としなければならない。そのためには、まず、会長名をもって内部会員に対し協力呼びかけの文書を発信し、主旨徹底を図りたいと語り、全理事これを承認した。

（関連記事3頁参照）。

【第4号議案】 新価格体系構築の推進状況等に関する件；

本議案については、担当窓口委員会となっている食品取引改善委員会の石本兼行委員長より議案審議

にさきがけ、その経緯ならびに要旨と問題点、今後のスケジュール等に関し大要次のような報告説明があった。

「本年4月24日の理事会においてすでに経過を報告したが、その背景については、昨年春からの円高、国際相場下落、輸入原料の引き下げ、重油燃料費の軽減等により商品価格が引き下げられ、そのため売上げは低下する状況に卸業界は陥った。

食品卸売業は、売上げを伸ばすことによって、利益の絶対額を増やし経営コストを賄ってきたが、この売上げの減少は利益絶対額の減少となり、経営経費の増加をカバーすることの出来ない状態に追い込まれるに至った。

日食協では61年10月17日付けで「価格体系の確立につきご協力をお願い」と題する要望書を会長名をもって賛助会員、メーカー団体等に送付するとともに、具体的な活動を進めるために61年11月に賛助会員世話人会の構成メンバーの中から8社〔味の素㈱、カゴメ㈱、キュービー㈱、日清製油㈱、日清製粉㈱、日本水産㈱、ネスル㈱、ハウス食品工業㈱〕と卸側4社〔国分㈱、松下鈴木㈱、㈱菱食、㈱明治屋〕の代表により、「新価格体系構築検討協議会」を設置し、すでに現在までに10回にわたる協議会を開催してきた。

この協議会での検討内容はまず、卸側よりメーカー側に対し卸が置かれている経営上の実態につき現状の認識を得て、その理解を求めることから話し合いを行った。

そして高度経済成長時代に設定された価格体系、手数料体系を現状に合ったものに体系づけられるよう、決定権をもつメーカー側に要望するとともに、特に卸の機能について再確認することを双方で努めてきた。

卸側の立場としては機能の充実を図り、その機能への対価を訴えもした。

この卸機能のうち、小分け、小口、定時配送、高頻度配送等大きく様相が変化しつつある物流機能に関しては、60年度関東支部流通業務委員会調査による物流コスト実態表をもとに検討し、その対価評価については定額の導入を、また、その他の基本的な機能に対しては従来からの定率をもつての対価方式を要望申しあげてきたところである。

一方、メーカー側からは共存共栄の立場より、卸経営の厳しい現況と卸の機能についてはご理解ならびにご賛同をいただいているが、この検討のなかで定額の数値を最低保証方式としたい旨の提案については、具体的な数値が一人歩きするという危懼もあり、若干の異論がうかがえ、最終文案からは具体的な数値は削除することとし、参考資料を添える程度にとどめたい。

メーカー側にあっては、卸の取引正常化、機能ダンピング防止等につき、卸全体の自覚を促したいとの強い要望があったが、この辺のことについては、現状認識のなかの文案に織り込むことに致したい。

去る8月28日開催の第9回賛助会員世話人会の席においても同様のご指摘があったところである。

今後のスケジュールとしては、第10回賛助会員世話人会を12月17日に開催し、日食協側より再度文書送付にさきがけ、この考え方を説明申しあげご理解を得たうえで年明け早々にでも送状できるよう作業を進めたいと思っている。」

要旨以上の報告があり、続いて新価格体系構築検討協議会座長の大竹一太郎氏より、最終文案の朗読、修正箇所等の説明が行なわれたあと、本件についての審議がなされ、この重要議案を承認した。

なお、この4号議案審議のおわりにのぞみ、議長より「新価格体系の構築問題の解決に当たっては、卸は卸としての価格を守ることが肝要であり、またこれからの流通業界は、サービスは有償であるという考え方を徹底することも要請される。

各委員会の委員は、この重要課題について練り強く活動していただきたい」旨希望が述べられた。

【第5号議案】 新規会員、退会会員に関する件；

この議案については事務局より新規加入会員1社、退会会員4社（うち2社は合併）あった旨報告。

【第6号議案】 収支状況報告に関する件；

事務局より10月31日現在の収入および支出状況につき各項目にわたって報告説明があり、西野監事より、11月18日に萩原監事とともに監査した結果、財務諸表に誤りがなかった旨報告。全員異議なく5号議案を承認した。

第7号議案の審議にさきだち、各支部長よりそれぞれ支部活動報告がなされ、滞りなく午後2時半全議案の審議を終了した。

なお、次回理事会ならびに定時総会の開催は下記の日取りを予定することになった。

理事会； 63年4月20日正午より鉄道会館ルビーホールにて

“ ； 63年5月25日10時半より鉄道会館ルビーホールにて

定時総会； 63年5月25日午後1時半より鉄道会館ルビーホールにて

返品に関する自主規制基準

百貨店・チェーンストア両協会が設定

日食協の商品委員会が練り強く取り組んできた返品問題の是正活動については、60年秋の返品実態調査結果を踏まえ公正取引委員会をはじめ農林水産省、通商産業省等行政への働きかけ、日本百貨店

協会、日本チェーンストア協会との話し合い、異業種団体との交流等々多角的な活動を展開してきたが、62年4月21日、公正取引委員会が通達を発した「不当な返品に関する独占禁止法上の考え方」（会報50号16頁参照）を契機に日本百貨店協会ならびに日本チェーンストア協会では同委員会の指導のもとに自主規制基準の作成作業にとりかかり、百貨店協会は9月19日付、チェーンストア協会は10月16日付でそれぞれ「返品に関する自主規制基準」を設定。日食協に対しこのほどその基準書が届けられた。

両協会の規制基準の全内容は下記の通りであるが、日食協ではこれを第2期活動の手がかりとし返品問題改善協議会の場をはじめ、各支部の協力等を得ながら内部コンセンサスを図ったうえで、正式に両協会との話し合いの場を持つ段取りにしている。

なお、両協会では現在会員への周知徹底を進めたうえ、4月1日から実施することを明らかにしている。

62日百発第243号
昭和62年10月6日

日本加工食品卸協会 殿

日本百貨店協会
専務理事 岩上享久

「返品に関する自主規制基準」の設定について

拝 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会に対しまして格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当協会では、公正取引委員会のご指導を受けまして、別紙のとおり「返品に関する自主規制基準」を設定いたしましたので、取り敢えずご送付申し上げます。

今後、当協会会員企業から、貴団体会員各社に対しましてご相談申し上げることになると存じますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。 敬 具

返品に関する自主規制基準

昭和62年9月19日
日本百貨店協会

日本百貨店協会は、「不当な返品に関する独占禁止法上の考え方（公正取引委員会 昭和62年4月21日）」（別添）に基づき、百貨店が仕入取引において、納入業者よりも優越している立場におい

て行う返品に関して、次のとおり自主規制基準を設定する。

1. 基本原則

百貨店は、納入業者から買取仕入をした商品（委託仕入または売上仕入であることが明示されていない商品を含む）を返品することは、「百貨店業における特定の不公正な取引方法（以下「特殊指定」という）」において、原則禁止とされている。

例外として許容されている返品のうち、正常な商慣習の範囲内の返品については、返品が許容される取引であることが納入業者との間で事前に明確になっていること、返品が原則として納入業者との間で事前に明らかになっていること、及び納入業者に不利益を与えるものでないことが要件とされ、個別具体的な判断に当たっては、返品の実施状況等を参酌することとされている。

従って、これらについて、その遵守すべき事項及び手続等を明らかにして、納入業者との取引の公正化を図るものとする。

なお、下請代金支払遅延防止法で規定している「製造委託」に該当する取引については、「下請法マニュアル（昭和61年3月22日作成）」によるものとする。

2. 返品の実確化

百貨店が納入業者から買取仕入をした商品のうち、返品できる商品は、新規商品、季節商品、流行商品、特定の催事商品など、商品・販売方法の特性及びマージン率等の取引条件からみて、返品することに合理的理由がある商品に限るものとする。

従って、今後、これらの商品のうち、返品する商品及びその返品期限について、納入業者との事前の合意に基づき、契約書、覚書、発注伝票、納品伝票等の書面により明らかにするものとする。

よって、百貨店は、契約書による取引の推進、前記伝票の整備に努めることとし、当面は次の方法により明確にしておくものとする。

(1) 返品の手続き

- ① 新規に、買取仕入取引を行う納入業者に対しては、契約書その他取引開始に係る書面により明らかにする。
- ② 現在、買取仕入取引を行っている納入業者に対しては、百貨店が、別紙の書面により明らかにする。

上記により事前に明らかになっている場合は、取引の都度、明示する必要はない。

- ③ 例外的に、特定の買取仕入商品について返品期限を変更する必要がある場合は、その都度、別途納入業者と協議して合意を得た返品期限を、発注伝票または納品伝票のいずれかに

より明らかにするものとする。

(2) 返品期限

「返品期限」は、商品特性、取引条件等を配慮し、原則として、納入を受けた日から4カ月以内の日で、可能な限り短い返品期限を定めるものとする。ただし、販売する期間が事前に明らかな次のものについては、原則として、販売期間終了後1カ月以内とする。

- ① 催事商品 ② 歳時商品 ③ その他販売期間を定めた商品

3. 不当な返品またはそのおそれのある返品

次に掲げるような返品は、納入業者に不当に不利益を与えることとなるので、厳に慎むものとする。

- (1) 返品の合意がない商品の返品
- (2) 納入業者に責がない汚損または毀損商品の返品
- (3) 納入業者が再販売することができない商品の返品
- (4) 月末または期末の在庫調整のための返品
- (5) 店舗または売場の改装に伴う返品
- (6) 百貨店の明らかな需要予測違いによる返品

4. 不当返品に該当しない返品

前記2による返品その他、次に掲げるものは不当な返品には該当しない。ただし、納入業者に不当な不利益を与える場合もあるので、十分配慮して行うものとする。

(1) かしのある商品及び発注と異なる商品の返品

納入業者に明らかに責任がある商品であるので、不当な返品ではない。ただし、納品の際に検品を行うこととし、このような商品を発見した場合には、すみやかに返品するものとする。

(2) 納入業者からの申出による返品

納入業者が、複数の取引先に納入した商品の納入先の間に生じた需給を調整するため、百貨店が保有している商品の返品を申し出た場合、または新製品の発売に伴い、旧商品を引き取ることが納入業者の利益となるため、百貨店が保有している旧商品の返品を申し出た場合等に返品することは不当な返品ではない。ただし、百貨店は納入業者に返品を申し出るよう要請してはならないものとする。

(3) 返品により通常生ずる納入業者の不利益を負担し、かつ同意を得てする返品

百貨店が返品により発生する納入業者の不利益を負担し、かつ、納入業者の事前の了承を得て返品することは不当な返品ではない。

〔別 紙〕

昭和62年 月 日

(納入業者名) 御 中

株式会社 ○○百貨店

拝 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ご高承のとおり、最近の貿易摩擦問題に関連して、昭和62年4月21日、公正取引委員会は「不当な返品に関する独占禁止法上の考え方」を発表し、その中で、百貨店業の特殊指定で規定されている買取仕入商品における「正常な商慣習の範囲内の返品」についての考え方が示されました。

それによりますと、買取仕入をした商品を返品することは、原則禁止とされております。例外として許容されている返品のうち、正常な商慣習の範囲内の返品については、返品が許容される取引であることが納入業者との間で事前に明確になっていること、返品の期限が原則として納入業者との間で事前に明らかになっていること、及び納入業者に不利益を与えるものでないことが要件とされ、個別具体的な判断に当たっては、当該取引に係る返品の必要性、返品の実施状況等を参酌することとされております。

これに関しまして、日本百貨店協会が定めた「返品に関する自主規制基準」では、買取仕入をする商品のうち、新規商品、季節商品、流行商品、特定の催事商品など、商品・販売方法の特性及びマージン率等の取引条件からみて、合理的理由がある商品に限り返品できることとしております。

従って、今後、貴社から買取仕入をするこれらの商品の返品及びその方法について、予てご相談申し上げましたとおり、下記によることといたしたいので、よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

記

1. 返品商品名

ただし、双方に上記の返品商品名を変更する必要がある場合は、その都度協議のうえ、その変更内容を書面により明らかにすることとする。

2. 返品期限

(1) 原則として納品後○カ月以内とする。

ただし、短期の催事等で、貴社と販売期間を定めたものについては、原則として販売期間終了後○日以内とする。

(2) 双方に上記(1)の期限を変更する必要がある場合は、その都度協議のうえ、発注伝票または納品伝票のいずれかにその期限を記載することとする。

以 上

併： 日本百貨店協会の「返品に関する自主規制基準」をご入用の場合は、お申し出下さい。

JCA-62-外第106号
昭和62年10月26日

日本加工食品卸協会 御中

東京都港区虎ノ門5丁目13番1号
虎ノ門40森ビル6F
日本チェーンストア協会
専務理事 粟屋 忠

「返品に関する自主規制基準」のご送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協ではこのほど、納入取引における取引公正化を一層推進する観点から、「返品に関する自主規制基準」を作成致しましたのでご送付申し上げます。

ご査収の上は、お手数ながら貴団体会員各位にその主旨をお伝え下さいますよう併せてお願い申し上げます。

なお、本基準は、約5カ月間の周知期間を経て、昭和63年4月1日より適用致しますことを申し添えます。

敬 具

返品に関する自主規制基準

昭和62年10月16日
日本チェーンストア協会

日本チェーンストア協会は、「不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」という）、「百貨店業における特定の不公正な取引方法」（昭和29年公正取引委員会告示第7号。以下「特殊指定」という）並びに「不当な返品に関する独占禁止法上の考え方」（昭和62年4月21日公正取引委員会公表。以下「返品ガイドライン」という）に基づき、当業界共通の指針として、次のとおり納入業者との取引における返品に関する自主規制基準を設定する。

1. 目 的

この自主規制基準は、会員企業が納入業者に対して買取仕入商品の返品を行う場合の基本的考え方及び遵守すべき事項を明らかにすることにより、不当な返品を未然に防止し、会員企業と納

入業者との取引の公正化を図ることを目的とする。

従って、会員企業は、買取仕入商品の返品については、この自主規制基準を遵守し、納入業者との公正な取引の維持、確立に努めるものとする。

2. 返品の基本的事業方

1) 一般に返品の慣行それ自体は、独占禁止法の規制の対象とされるものではないが、取引上の地位に優劣がある事業者間の取引において、取引上の地位が優越している会員企業がその地位を利用して、購入した商品を不当に返品することにより相手方に不利益を与えることとなる場合には、このような返品は、優越した地位の濫用行為として独占禁止法の規制の対象とされる。

返品が許容される場合のうち、正常な商慣習の範囲内の返品については、返品が許容される取引であることが納入業者との間で事前に明確になっていること、返品の期間が原則として納入業者との間で事前に明らかになっていること及び納入業者に不利益を与えるものでないことが要件とされ、個別具体的な判断に当たっては、返品の必要性、返品の実施状況等を参酌することとされている。

2) 下請代金支払遅延等防止法に該当する取引は、「チェーンストアにおける下請取引適正化のためのガイドブック」（昭和61年3月20日作成）によるものとし、この自主規制基準の適用対象となる取引とはならない。

3. 返品手続

買取仕入取引における正常な商慣習の範囲内での返品については、返品が許容される取引であることが納入業者との間で事前に明確になっていること及び返品の期間が原則として納入業者との間で事前に明らかになっていることを必要とする。従って、買取仕入取引において正常な商慣習の範囲内で行う返品については、納入業者との協議により事前合意を得たうえ次の要領にて行うものとする。

なお、これらが明らかになっている場合においても、その返品が当該取引に係る諸条件からみて、納入業者に不利益なものとなっていないよう十分配慮しなければならない。

(1) 返品許容取引の明確化

「返品が許容される取引であること」を当該取引条件に関する書面等にて、事前に明らかにしておくものとする。

(2) 返品期間

返品期間については、原則として商品納入後6カ月以内を目処に、商品特性、販売方法の態様、取引条件等を配慮のうえ定めるものとする。

4. 禁止行為

次に掲げるような返品は、納入業者に不当に不利益を与えることとなるので、厳に慎むものとする。

- (1) 会員企業の責に帰すべき事由による汚損又は毀損商品の返品
- (2) 納入業者が再び販売することができない商品の返品
- (3) 月末又は期末の在庫調整のための返品
- (4) 店舗又は売場の改装のための返品
- (5) 会員企業の明らかな需要予測ミスによる返品

5. 不当返品に該当しない場合

前記3の返品手続きによる返品のほか、次の各号の一に該当する場合の返品は、不当返品に該当しない。

- (1) 納入を受けた商品が、納入業者の責に帰すべき事由に基づき、汚損し、毀損し、その他瑕疵のあるものであった場合
- (2) 納入を受けた商品が注文した商品と異なった場合
- (3) 指定納入日時までに納入されなかったため、当該商品が不要となった場合
- (4) 注文数量を超えた商品の納入がなされた場合
- (5) 当該商品の返品によって通常生ずる納入業者の不利益を負担し、且つ、その返品について納入業者の同意を得ている場合
- (6) 納入業者からの申し出による場合

6. 周知徹底

会員企業は、この自主規制基準に基づき社内手続き等を整備して、社内の周知徹底を図るものとし、当協会の取引委員会は、適時必要な指導を行うものとする。

運用上の取扱い

1. 返品について

「返品」とは、会員企業が、自ら販売するために納入業者との売買契約（口頭や暗黙の合意を含む）に基づいて「買取仕入した商品」について、当該商品の納入を受けた（買取仕入取引）後に、何らかの事情により当該商品を納入業者に再び引き渡す行為をいう。不当な返品が生ずるのは買取仕入商品の場合である。

2. 委託仕入、売上仕入の取扱い

会員企業が、委託を受けて販売する商品を納入業者に引渡す行為は、返品に該当しないが、売買契約に基づいて商品の引き渡しを受けた後に売買契約を委託販売契約に切り替えることにより

商品を納入業者に引き渡す行為や納入取引の内容は委託販売でないのに委託販売契約であるとして商品を納入業者に引き渡す行為は、実質的に返品に該当するため、この自主規制基準にいう返品に該当する。

売上仕入取引（消化仕入取引）における実質的に返品に該当する行為についても、委託販売の場合と同様である。

(注) ここで用いた用語は次の例による

〔買取仕入取引〕

売買契約に基づき商品が納入されるものであって、商品納入時点において当該商品の所有権が移転し、買掛金債務が発生する取引をいう。

〔委託仕入取引〕

委託販売契約に基づき商品が納入されるものであって、納入商品の管理権が会員企業にある取引をいう。なお、商品の所有権は、販売時迄は納入業者にあり買掛金債務はその販売時に初めて発生する。

〔売上仕入取引（消化仕入取引）〕

納入された商品の所有権のみならず管理権も納入業者に留保された取引をいう。当該商品の販売活動も納入業者によって行われることが多く、当該商品が販売された時点で、会員企業が当該商品を購入すると同時に販売したものとなる。

3. 返品ガイドラインによれば「取引上の地位に優劣がある」とは、一般指定では「優越的地位にある者」と「その相手方」、又特殊指定では「大規模小売業者（百貨店業者）」と「大規模小売業者に対して劣っている納入業者」と、それぞれ定められているが、何れの場合でも実質的には同一であって、次の考え方によるとされている。

(1) 商品を購入した事業者が、商品を納入する事業者に対して取引上相対的に優越していることにより、不当に相手方に不利益を与えるような取引上の地位にある関係をいう。

(2) 取引上の地位の優劣は、取引当事者間における下記事項を総合勘案し、個別具体的に判断される。

- ① 総合的事業能力の格差（資本金、従業員数、総売上高等の比較）
- ② 取引関係（取引依存度、継続的取引の必要性等の実態）
- ③ 取引対象商品の需給関係等

1. 「正常な商慣習の範囲内で行う返品」とは、現に存在する商慣習であって、商品の特性や販売方法の態様等から見て当該取引において返品が許容される仕入形態を採用する合理的な根拠（返品の必要性）があるかどうかにより判断される。

返品の実質性が認められる事例としては、次のようなものが挙げられる。

- ① 新製品の導入を目的とするもの、シーズン商品等販売期間に制限のあるもの等商品特性があるもの。
- ② 売出し、催事、商品アソート（ボリューム）等販売方法に特性があるもの。
- ③ メーカーフェア、商品切替え等納入業者にメリットがあるもの。
- ④ 値入率変更等取引条件を変えて取引するもの。

2. 明示方法についての考え方

(1) 合意事項は「事前に明確になっていること」であるから、事前に相手方に示すとともに且つ客観的に見た場合にも判るように明らかにされている必要がある。

事前明示の方法としては次のものがある。

- ① 事前に返品が許容される取引であることを明示する方法。

従って、取引の都度明示する必要はない。

（注） 通知書面の一例は別添の「通知書面の様式」のとおりです。

- ② 取引の都度返品が許容される取引であることを明示する方法。

(2) 合意事項については、すべての取引に共通する事項と当該商品に係わる個別事項とを、異なる書面等にて明らかにすることができる。

(3) 合意事項について変更する必要が生じた場合は、変更合意を得たうえ速やかに、その変更内容を書面等にて明らかにしておくものとする。

(4) 合意事項は下記何れかの書面等にてさしつかえないが、会員企業において適宜の方法を選択するものとする。なお、当協会においては既に「納入業者との取引公正化に関する自主規制基準」（昭和54年9月13日設定、昭和57年11月19日一部改正）を設定し、書面契約の推進に努めているところであるが、この自主規制基準の合意事項についても契約書面化に努めるものとする。

- ① 基本契約書
- ② 個別契約書
- ③ 納品伝票
- ④ 発注書
- ⑤ 商談リスト等（商談時の条件であることが確認できる書面等）
- ⑥ 取引見積書（商談時の条件であることが確認できる見積書等）
- ⑦ その他納入業者との当該取引条件に関する書面等

3. 返品期間についての考え方

(1) この自主規制基準に云う「原則6カ月以内」の意味は、従来正常な商慣習として、これより短い期間内で定めているものについて「6カ月」迄期間を延長する主旨ではなく、返品期間は商品特性、取引条件等を配慮のうえ妥当な期間を定める主旨である。

(2) 返品期間については、商品特性等により次の考え方によるものとする。

① シーズン商品

シーズン商品については、シーズン終了後1カ月以内を目処に定めるものとする。

② 催事商品等

催事商品、中元・歳暮商品等の事前に販売する期間が明らかな商品については、当該商品の販売期間終了後1カ月以内を目処に定めるものとする。

③ その他の商品

その他の商品については、原則として商品納入後6カ月以内を目処に定めるものとする。

1. 禁示行為についての考え方

(1) (2)号に該当する場合の返品について

商品開梱等により当該商品の価値が著しく低下した商品を返品する場合が該当するが、この場合の返品については、納入業者が返品を受けても再び販売することができないため、不当な返品となる。

(2) (3)(4)号に該当する場合の返品について

在庫調整・改装を理由とする返品は、返品が許容される仕入形態を採用する合理的な根拠があるとは認められず、又納入業者が取引に当たって返品リスクを計算していないため、不当な返品となる。

なお、月末・期末の在庫処分又は売場改装処分等の特別セール等販売企画の実施に際して、納入業者と返品についての事前合意をしたうえで仕入れた商品の返品実行行為が、たまたまこれらの時期と同一になっても不当な返品には当たらない。

(3) (5)号に該当する場合の返品について

「納入商品の大部分を返品する」・「納入後すぐに返品する」など、会員企業が自己の判断で需要予測し発注した商品のリスク負担を一方的に納入業者に転嫁することは、不当な返品となる。

なお、事前に協議して定めた取引諸条件に照らして返品のリスク負担の内容がバランスのとれたものとなっている場合は、不当な返品とはならない。

1. 不当返品に該当しない場合の考え方

(1) (1)号から(4)号までの何れかに該当する場合の返品について

この場合の返品については、納入業者の責に帰すべき事由によるものであり、許容されるべきものではあるが、その返品については速やかに行うものとする。

(2) (5)号に該当する場合の返品について

この場合の返品については、納入業者と十分協議のうえ事前の了承を得ておくものとする。

なお、不利益の負担方法については、合理的な根拠に基づくものでなければならないものとする。

(3) (6)号に該当する場合の返品について

この場合の返品としては、複数の納入先で生じた商品の需要バランスを調整するため納入業者が返品を申し出る場合、新製品の発売に伴い旧製品と入替えることが有利であるため納入業者が旧製品となった商品の返品を申し出る場合等が該当する。

但し、このような場合であっても、納入業者に返品を申し出るよう強要してはならないものとする。

通知書面の様式
会員企業 → 納入業者

様式例

昭和 年 月 日

(納入業者) 御中

株式会社 ○ ○ ○ ○

買取仕入商品の返品について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご高承のとおり、公正取引委員会から「不当な返品に関する独占禁止法上の考え方」が発表され、買取仕入取引における「正常な商慣習の範囲内の返品」についての考え方が示されました。また、これを受けて、日本チェーンストア協会においても、「返品に関する自主規制基準」が設定されました。

これらに基づき、予てご相談のとおり当社は買取仕入取引により貴社より納入を受ける商品の返品については、下記のとおりと致しましたのでご通知申し上げます。

なお、疑義のある場合は、ご連絡下さい。

敬 具

記

1. 対象商品名

{ . . . }

2. 返品期間は、原則として商品納入後○カ月以内

ただし、シーズン商品・催事商品等で、貴社と販売期間を定めたものについては、原則として販売期間終了後○カ月以内

3. 双方に上記2の期限を変更する必要がある場合は、その都度協議のうえ、発注伝票・納品伝票その他書面の何れかにてその変更期間を確認する。

以 上

「自主規制基準」で関連活動 協議会・WG合同協議

日食協では返品問題について前掲の自主規制基準の設定に関連しての8月以降における活動は下記の通りである。

- 8月21日：返品問題改善協議会座長の市ノ瀬竹久氏ならびに北田専務理事は午前10時半、公正取引委員会取引部取引課流通対策室を訪れ、室長古屋雅弘氏、事務官松森 逞氏と食品業界における返品の実況、問題点等について懇談。同流通対策室では一般調査の中の問題点をひろいあげ大型小売店、CVS業界に協力、喚起を呼びかけたいとの意向であり、オンライン費用、配送センター、値づけ、その他CVS等同業他社の納入取引の停止など取引の実態を巡っての公取委としての小売店に対する考え方等で懇談した。
- 9月1日：公正取引委員会取引部取引課長黒田武氏、同課長補佐吉田邦雄氏、事務官小川尚良氏と日食協側から商品委員長廣田 正氏、返品問題WG座長市ノ瀬竹久氏、および北田専務理事の3名出席のもとで大型小売店業界の返品に関する自主規制基準の設定作業状況、その骨子となる内容ならびに食品流通業界における取引上の問題点等で意見交換した。なお、黒田取引課長は、近く日本百貨店協会・日本チェーンストア協会が設定する自主規制基準が策定され次第、日食協宛にも連絡がなされる筈であり、その基準はあくまで自主的に設定された基準であるという点において団体間で話し合いの場を積極的に設け、よりよい運用がなされるよう希望したいと語った。

- 11月7日；返品問題ワーキンググループを開催し、百貨店・チェーンストア両協会設定の自主規制基準についてその内容の理解の仕方、実務上での問題点等で意見交換した。
- 11月19日；午後2時から日食協会議室において廣田商品委員長出席のもとで商品委員会メンバー、返品問題改善協議会、返品問題ワーキンググループの3機関合同により百貨店・チェーンストア両協会の「返品に関する自主規制基準」を中心に協議した。
この合同会議ではそれぞれメーカーの立場、卸の立場から問題点とされる部分を次回に持ち寄り検討することになった。
- 旧ろう14日、午後1時半から日食協会議室において返品問題改善協議会ならびに返品問題ワーキンググループの合同により、日本百貨店協会・日本チェーンストア協会の返品に関する自主規制基準につき協議した。

「自主規制基準」の内容協議

旧ろう14日午後1時半から日食協会議室において返品問題改善協議会ならびに返品問題ワーキンググループ合同により、百貨店・チェーンストア両協会の返品に関する自主規制基準につき、それぞれの受けとめ方、理解の仕方、問題点等に関し検討した。

なお、今後の予定としては、異業種卸業界とも連絡を図り、どのような受けとめ方と今後の活動を予定しているかなど話し合いの場を持ちたいとの提案があった。

賛助会員世話人会で「新価格体系」の理解深む

食品業界の健全な発展を目的として日食協内に設けられている賛助会員世話人は常に業界の重要テーマについて前向きな懇談が進められてきているが、8月28日正午からその第9回目の賛助会員世話人会を鉄道会館ルビーホールで開催し、①情報システム化委員会関連活動の現況について ②「返品問題改善協議会」の協議概要等について ③割戻金即引きの処理方法及びその実施等について ④新価格体系構築検討協議会の協議結果について等を中心に、それぞれの窓口委員会の委員長ならびに各ワーキンググループの座長より報告がなされ、意見交換した。

この第9回賛助会員世話人には、世話人代表として初回からご尽力いただいていた味の素株式会社鈴木忠雄副社長の三楽株式会社取締役社長へのご転任により、同社の佐藤孝直専務取締役が世話人会全員の賛同を得て引き続き賛助会員世話人会の代表世話人としてご協力願うことになった。

なお、中心課題の一つとされていた新価格体系構築問題に関しては、すでに新価格体系構築検討協議会を第9回まで開催し、その結果のまとめが概ね成った段階で、はじめて本世話会で文案化された主旨目的、現状認識、卸売業としてのより重要とされている機能部分ならびに具体的提案が披露された。

特にこの世話人会においては、大方のご理解はいただけたとされる一方、卸サイドの姿勢、自覚についての強い促しもあり、年内もう一度世話人会を開催し、相互に前向きなコンセンサスを図ることになった。

続いて旧ろう17日、午前11時からルビーホールにおいて第10回賛助会員世話人会をひらき、①新価格体系構築問題について、②百貨店・チェーンストア両協会の「返品に関する自主規制基準」等について、③63年度を実施目標とした割戻金の即引きについて懇談。この日の重点懇談としての新価格体系問題は相互理解が深められ、その構築への歩を進める方向がより具体的に話合われた。

新価格体系構築検討協議会

***** 検討協議はすでに10回 *****

新価格体系構築に向けての活動は日を追って具体化するとともに、メーカー・卸間の検討協議もより一層内容の濃いものとなって卒直な意見交換がなされ、コンセンサスが図られつつある。

上記の第9回賛助会員世話人会が開催されるに当たっても、それにさきがけ、8月4日、第8回

目の新価格体系構築検討協議会が開催され、特に卸機能の評価、それへの対価問題等につき検討が加えられ、また日食協内部においても8月19日に4者代表打合せ会をひらき文書案の整備を行った。

さらに8月25日には再び第9回目の協議会を黒江屋国分ビル7階において開催し、具体的提案部分の詰めがなされた。

第9回世話人会後もその懇談の結果を踏まえ9月9日4者代表打合せ会をひらき、今後の活動の予

定組みをするなどの作業続け概ねの整備がなされた段階で10月26日には日本橋精養軒において、運営委員会、商品委員会および食品取引改善委員会の3委員長による委員長会議を開催し、新価格の体系構築への基本事項等の固めについて協議した。特にいままで手がけられてきた文案の取扱いならびに卸業界側の基本姿勢問題等が重点的に話合われた。

この委員長会議において協議会メンバー外の賛助会員会社にも十分にご理解をいただくべく、改めて説明会の場を設けることになった。

翌10月27日には再び内部4者代表打合せ会をひらき、委員長会議の主旨を帯しての活動スケジュール化と文案内容等についての意見交換を行った。

これら多角的活動を経て、11月11日午前10時半から日食協会議室において第10回新価格体系構築検討協議会をひらき、メーカー代表8社とのコンセンサスを図るとともに、同日午後1時から協議会メンバー以外の5社との本件に関する説明懇談会を開催しご理解を得ることに努めた。

正副会長会議を開催

11月12日正午から日本橋精養軒において第9回正副会長会議を開催し、①百貨店・チェーンストア両協会の「返品に関する自主規制基準」等について ②割戻金即引化実施への進捗状況について ③新価格体系構築の進捗状況等について審議した。

この正副会長会議には國分会長、布施副会長、磯野副会長、松下副会長ご出席のもとに磯内運営委員長、廣田商品委員長、石本食品取引改善委員長、北田専務理事、オブザーバーとして新価格体

系構築検討協議会座長の大竹一太郎氏によりひらかれた。

①の返品自主規制と②の割戻金即引化実施の2議題については廣田商品委員長より報告説明があり、スケジュールに沿っての活動推進が了承された。

また、新価格体系に関する進捗状況は石本委員長より具体的報告と卸としての留意すべき問題等について説明があり、大竹座長からは主として協議会作成による文案の内容とその取扱い等に関し問題の提起があった。

正副会長会議では、いずれも各委員会が方向づけている既定方針に沿い推進して行くことが了承された。



返品問題改善、即引化促進、新価格体系の構築等いずれも重要なテーマを抱えての日食協活動は、それぞれに作業進展時点を迎え、8月28日には運営委員会・商品委員会の合同により、鉄道会館ルビーホール11階において開催し、①返品問題、割戻金即引化両協議会のスケジュール化に関する件 ②第9回「賛助会員世話人会」の事前協議に関する件につき検討した。

返品問題については商品委員長より公正取引委員会が指導に当たっている大型小売店に対する返品の自主規制の設定作業の状況等を報告、卸サイドからの意見も絡がれるよう、9月1日には公取委を訪問予定である旨の説明があった。

また、割戻金即引化協議会の活動状況に関して

は、市ノ瀬座長より経過報告があり、今後の対応方法等具体的な内容についての説明が行われた。

商品委員会では、この即引化を着実に推進するため委員がそれぞれ分担して有力メーカーを訪問し、63年度実施への足並みが揃うよう努めたいとの委員長提案があり全委員ともこれを了承、9月中にはその作業を終わりたいとの話し合いがなされた。

また同時に、卸内部への周知を図るべく支部への連繫と側面的支援を要請することになった。

なお、新価格体系問題に関しては、大竹座長より文案内容についての説明ならびに具体的数値等についての報告があったあと、石本食品取引改善委員会委員長からは、この体系構築を推進するに当たっての基本的な問題点の整備ならびにとりまとめ作業についての考え方等が述べられた。

続いて11月10日開催の運営委員会では、①新価格体系構築推進活動に関する件 ②正副会長会議の議題等に関する件 ③理事会提出議案等に関する件 ④賛助会員世話人会の開催等に関する件を中心に協議されたが、新価格問題については、この委員会にオブザーバー出席の大竹座長より検討協議会メンバー以外の賛助会員メーカー5社への報告説明会の開催と文案内容の修正補筆部分の説明等があり、そのとりまとめに当たっての検討がなされた。

11月27日午前10時半から鉄道会館ルビーホールにおいて理事会にさきがける委員会を開催し、理事会提出議案を中心に議事の進め方、重要3議案（返品問題、即引化実施、新価格体系）についての報告説明内容等を協議した。

その他、中部食料品問屋連盟より依頼が寄せら

れている同連盟の情報システム化委員会セミナーへの講師派遣、関東支部流通業務委員会がとりまとめた61年度物流コストの取扱い等を意見交換した。

藤徳物産株が局長賞を受賞

藤徳物産株式会社（取締役社長矢部和夫氏）では、11月26日午後2時半から東京都港区虎ノ門の農林年金会館において開催の第9回食品産業優良企業等表彰事業式典で、加工食品の卸業として流通業界の合理化と地域産業の発展に寄与した功績により、農林水産省食品流通局長谷野陽氏より食品流通局局長賞が授与された。

年末年始の物価安定で通達

農林水産省食品流通局はじめ各関係局では、11月25日付局長名連名で「年末年始における食料品の円滑な供給と価格の安定について」関係団体に対し通達を發した。

最近の食料品の価格は安定的に推移しているが、生活必需物資の需要が増大する年末年始において十分な供給の確保に努め物価の安定を図られたい旨の要請内容となっている。

農林水産省の年末年始の生鮮食料品等の価格見通しと価格安定対策のうち加工食品関係は次の通り。

①食用油；家庭用の価格については、円高効果の浸透等から、前年をやや下回ると見込まれる。

②しょう油；しょう油の価格については、年末に贈答用品としての需要が増加するものの、生産、出荷とも順調に行われていることから、前年

並みと見込まれる。

③砂糖； 砂糖の価格については、国内需給、国際糖価等の状況から、前年並みないし前年をやや下回ると見込まれる。

また、物価安定対策のうち加工食品については需給・価格動向を引き続き注視するとともに、必要に応じ関係団体等に安定的な供給等を指導するとされている。

フードウィークに協賛参加

農林水産省後援による'87秋季フードウィークは10月1日から全国主要都市において開催され、日食協ではその中央実行委員会に参加するとともに開催地支部での積極協力を呼びかけた。

東京地区では10月27日から29日の3日間五反田のTOCビルにおいて食生活展を催し、3万人をこえる消費者動員が見られたが、この食生活展に参加の出展社に対する説明会を10月15日午後2時から日食協会議室で開催するなど、企画に対し前向きに協力した。この年は輸入品コーナーが特設され、日食協関係からは国分株式会社、正栄食品工業株式会社が参加し輸入食品類の展示、試食、即売で人気を集めた。

なお、日本パインアップル輸入協会では、輸入パインアップル缶詰普及のため例年沖縄パインアップル缶詰協会と共催で世界のパインまつりを実施していたが、62年は初の試みとして同食生活展に特別出展し、グローバルパインアップル缶詰のPRにつとめた。日食協では協賛団体の立場から側面支援した。

なお、(株)日本缶詰協会とも連携し国産缶詰の展示、即売にも協力した。

近促関連調査で協力

加工食品卸売業が中小企業近代化促進法に基づき60年4月に近代化計画が策定告示されて以来3年目に入ることになるが、農林水産省食品流通局商業課では、策定当時と現在および業界の将来見通しとしての変化等につき関連調査を実施することになり、東京地域では10月6日矢口産業株式会社での商業課奥谷守義課長補佐、木内利助係長によるヒアリングを皮切りに、10月8日国分株式会社中央営業所、10月12日仁木島商事株式会社を訪問。さらに10月28日新潟県の株式会社新盛、10月29日石川県金沢市のカナカン株式会社、30日高岡市の株式会社富乾を訪れ、翌11月には4日がカネトミ商事株式会社、5日は株式会社菱食大阪支社、尾家産業株式会社へ、また6日は五大物産株式会社と相次いで訪問ヒアリングを行なった。

今回のヒアリングには各社とも積極的な協力があり、得るところは極めて大とされた。このヒアリング調査には日食協からは北田専務理事が同行した。

商品委員会

8月28日の運営・商品合同委員会を踏まえ即引化実施への活動スケジュールに沿って順調に進められ、特にこれが推進のための分担割によるメーカー訪問は10月中旬から下旬にかけてすでに終了。その結果等を協議するため11月10日午前10時から会議室において商品委員会を開催した。

この日の主な議題は、①割戻金即引化へのメーカー対応に関する件 ②百貨店・チェーンストア

業界の返品自主規制に関する件で、即引化に関する訪問結果はいずれのメーカーも理解と受けとめ方は前向きであったとされ、63年度メーカー事業開始月からの実施に向けて、たしかな足がかりがつかまれた。

商品委員分担によって訪問した有力メーカー各社は次の通りである。

味の素株式会社、キッコーマン株式会社、東洋水産株式会社、株式会社ニチレイ、ブルドックス株式会社、カゴメ株式会社、日清食品株式会社、株式会社永谷園本舗、雪印乳業株式会社、日清製油株式会社、株式会社桃屋、エスビー食品株式会社、株式会社中埜酢店、ネスル株式会社、ハウス食品工業株式会社、明星食品株式会社、はごろも缶詰株式会社、サンヨー食品株式会社。

なお、今後この即引化推進のための説明会の開催、卸業界内部の自覚と結束の徹底、その他総合商社等への協力呼びかけなど重点的な活動を展開することが話われた。

割戻金WGでスケジュール化作業

割戻金即引化推進のための実務機関であるワーキンググループが9月16日午後3時から日食協の会議室において開催された。

このWGでは上記の訪問作業について商品委員会正委員の訪問先の案づくりを重点に話し合いを行った。

なお、商品委員の了承のもとで、その訪問結果等につき改めてWGの場を持ち、検討のうえさらにスケジュール化作業を進めることになった。



食品業界における情報システムに関する標準化が進むなかで、情報システム化委員会は9月8日午後3時から日食協会議室において62年度第2回目の委員会を開催。①農林水産省62年度委託事業に関する件 ②ネットワーク検討会の活動状況に関する件 ③情報システムセミナーの実施に関する件を中心に協議した。

62年度農林水産省委託事業に関しては、当委員会開催同日の1時半から、昭和62年度加工食品卸売業情報化標準モデル策定調査の第1回目委託事業委員会（別記参照）をひらいており、栗原副委員長より第2年度目のテーマ、委員構成ならびにワーキンググループ等についての説明、その他日食協会員をはじめとする卸業500社を対象としたアンケート調査の実施と主要都県6企業に対するヒアリングを実施し、情報システムを軸としつつ物流活動の実態、物流効率化を阻害する要因等を分析し、情報化モデル策定に役立てる等の報告説明があった。

ネットワーク検討会活動につき8月28日開催の第9回賛助会員世話人会における報告内容のあらまじと、F研幹事会社の変更による検討会メンバーへの3社参加〔サッポロビール㈱、大洋漁業㈱、丸大食品㈱、等の報告。

さらに62年3月にJIS告示された物流シンボルコードの業界統一コードとしての検討、SDP

等業界システムの位置づけと今後の進め方、情報システムセミナーの活動に関連し、全国卸売酒販組合中央会側との協調などにつき説明があり、今後の活動推進に対し承認した。

62年度「情報化標準モデル策定委託事業」順調に進む

3年継続委託事業の第2年度目を迎えた農林水産省委託事業「昭和62年度加工食品卸売業情報化標準モデル策定調査委託事業」は前年度のアンケート調査結果にもとづくデータフォーマット、統一伝票等オンライン化に関連して調整を要する事項についての標準化の作成につづいて、62年度はさらに情報システムを軸とした物流システムの標準モデルの作成及び中小卸を核とした情報ネットワークのあり方について調査研究することになり、8月4日内部メンバーによるあらかじめの事前打合せを行なったあと、8月28日流通政策研究所の野澤建次氏、同石黒光久氏ならびに北田専務理事が商業課を訪れ、奥谷守義課長補佐、木内利助係長に対し委託事業原案についての内容説明、スケジュールなどにつき報告した。

以上のような準備を経て9月8日午後1時半から日食協議室において、62年度第1回目の委員会を開催した。

第2年度目の委員については、前年度同様のメンバーで進めることになったが、ワーキンググループについては委員会に諮った結果、新しく組みかえることにし、特に本年度は流通関係の実務担当者にも協力願うことになった。

委員ならびにワーキンググループの構成は次の通りである。(敬称略)

委員会委員

委員長	宮下正房	東京経済大学教授
委員	原田英生	流通経済大学助教授
委員	保志 尚	味の素株式会社情報システム部部长
委員	斎藤昭平	キッコーマン株式会社情報システム部部长
委員	伴 信彦	ハウス食品工業株式会社システム管理部部长
委員	松本健一	株式会社廣屋取締役副社長(日本加工食品卸協会情報システム化委員会委員長)
委員	栗原悠造	国分株式会社経営センター所長(日本加工食品卸協会情報システム化委員会副委員長)
委員	岸 史郎	株式会社小網情報システム部部长(日本加工食品卸協会情報システム化委員会委員)

ワーキンググループ

野澤建次	流通政策研究所	理事・事務局局長
石黒光久	"	研究員
倉持 平	キッコーマン株式会社	関東支店業務課長
畑 隆雄	サントリー株式会社	物流開発課課長
後藤哲史	"	物流開発課
飯田健一	国分株式会社	システム企画室室長
神崎英男	"	経営センター物流担当課長
市瀬英司	株式会社菱食	システム統括部長
高井哲也	"	営業統括本部 物流チームリーダー

アンケート調査については、卸売企業 500 社を対象に10月末には発送完了することとし、これに併わせて主要都県 6～8 社でヒアリングも行うことになった。

本委員会ではまず基本的な進め方等につき検討がなされ、特に報告書の中に盛り込むべき内容として個別企業における物流のあり方、業界全体の観点に立って整備すべき問題ならびに阻害要因の分析、その他、地域 V A N 等新しく生れつつあるシステム化への動向を把握し、これら調査研究を踏まえたくえで第 3 年度目で阻害要因をどうすればよいかについてモデル策定したいとの方向が話合われた。

WGでアンケート内容を検討

62年度加工食品卸売業情報化標準モデル策定調査委託事業のワーキンググループは9月8日開催の委員会の結果を踏まえ、9月30日午後1時半から日食協の会議室において、その第1回目の会合をひらき特にアンケートの案作成を中心に検討した。

続いて10月20日午前10時から第2回目のWGを開催し、アンケート原稿に対する最終的内容検討をし、10月末、全国500社の卸企業を対象にアンケートを実施した。

このアンケートの主な内容としては、前半部分が卸企業全体の概要と物流の概況、方向性について、後半部分がそれぞれの企業の主力物流センターにおける個々の物流活動について設問するかたちを取り、その記入は物流部門の責任者に協力願った。

☆ ☆ ☆

この「食品流通の物流効率化に関するアンケート」は11月16日に締切られ、その集計作業等は流通政策研究所の研究スタッフの協力のもとで12月10日、第2回委員会にさきがけ午前10時から会議室においてワーキンググループを開催した。

今回のアンケートに対する回答率は卸企業494社中151社で別表のように3割に達し、アンケートが詳細にわたっての設問であった割には予想を上回った高率と受けとめられている。

食品流通の物流効率化に関するアンケート

対象内容	対象件数	回 答	回 収 率
会 員	294 件	104 件	35.4 %
員 外 者	200 件	47 件	23.5 %
合 計	494 件	151 件	30.6 %

このWGでは回答集計結果の数値内容の検討ならびに疑問個所のチェックなどをおこない再調整したうえで委員会に資料提出することになった。

食品卸の物流実態把む 第2回委員会で調査内容分析

第2回目の委員会が12月15日午後2時から日食協会会議室において農林水産省食品流通局商業課奥谷守義課長補佐、木内利助係長出席のもとで開催され、11月16日に締切った「食品流通の物流効率化に関するアンケート」の集計結果につき研究分析し、報告書のとりまとめの方向等を協議した。

今回のアンケートの問設構成は各企業における物流の概要（売上高に対する庫出比率、物流セン

ター機能、配送車輛数、効率化を進めるうえでの問題点、コンピュータ利用状況)。物流に関する共同化の現状と今後の意向ならびに改善の方向。物流の個別活動(物流センターの概要、従業員数、センター内受注業務、受注から配送までの情報処理の流れ、在庫管理状況とそれに関連するコンピュータの活用状況、日付管理、先き入れ先き出しの具体的な方法)等々、物流問題が常につきまわっている卸業界にとって、今回はじめて実態調査がなされたことには大いなる意義があり、その報告書のまとめには強い関心が寄せられるところとなっている。

委員会では、この集計結果を整備し、さらに具体的に整合性を図るための再チェック(規模別、商品特性別、得意先業態別等)主要都市のヒアリング調査も併行的に実施しつつ物流活動の実態掌握につとめることになった。

今後のスケジュールとしては2月中旬までには概ねの整理を完了したうえで、第3回委員会を2月24日に開催し報告書のとりまとめを急ぐ手筈にしている。

なお、第3年度目の活動テーマとしては2年間の調査研究成果をベースとして改善方法を探ることが方向づけられているが、本年度は特に可能な限り物流の実態と課題を掘り下げ、それを評価することに主眼を置きたいとされた。

***** 小分け費用等を検討*****

小分け化が進むなかで、しばらく静観期間を置いて活動を中休みしていた小分けワーキンググループでは、その後のメーカー対応状況と末端にお

ける実態等を把握のため8月24日久方ぶりにWGを再開、小分け化の実態、58年策定の小分けガイドラインの現状における問題点、ならびに小分けに要する費用等、意見交換した。

当初要望してきた現行の半さい対応は概ね改善されてきたが、最近の傾向として小分けの再小分け化が散見され、小分け商品の納入単価等具体的検討を加える必要があるとの声も聞かれた。

WGでは、さきに卸が小分け代行した場合の1シュリンク当たりのコストについてどういう実態に現況はあるか、各社で算出を試みたうえで、次回その算出結果を持ち寄り検討することになった。

☆ ☆ ☆

9月8日午前10時から日食協会議室において、年度第2回目の小分けワーキンググループを開催し、小分け費用に関する算出結果のまとめ作業を行った。

検討内容は次の通りである。

①包装費；

<シュリンク> フィルム代、電気代、1時間の小分け数

<非シュリンク> ガムテープ、ビニール袋代

②人件費；

<シュリンク> アルバイトの1時間当たり小分け数

<非シュリンク> 同上

③設備機器費；

<シュリンク> 月当たりのリース料金

以上につき細目にわたり検討した結果は、前回算出結果を下回ることが明らかとなった。なおこのまとめあげられた数値については、正式に食品取引改善委員会に報告されることになる。

日食協主催で情報システムセミナー

実務者の研修意欲極めて盛ん

情報システムの標準化活動とその普通を積極的に推進しているネットワーク検討会は、かねてから日食協の主催による「情報システムセミナー」の開催について企画中であったが、その実施要領が親委員会である情報システム化委員会ならびに運営委員でも正式承認となり、次の通り東日本地区、西日本地区の2地区に分け実施された。

今回の情報システムセミナーは日食協としても情報関連では初の試みであったが、このセミナーのねらいは、近時情報化社会の進展に伴い、さらに一般化が進むとみられる企業間情報交換に必要なデータフォーマットの標準化や諸コードの統一等に関し、賛助会員メーカー協力のもとで基盤整備が図られてきた。この時点において最も肝要とされることは、まずこれらへの理解を深め普及することにあるとされ、新企画が組まれたものである。

【東日本地区】

東日本地区の情報システムセミナーは10月22日と翌23日の2日間にわたって東京都中央区築地3の銀座キャピタルホテルにおいて開催した。

参加者は会員・賛助会員企業のコンピュータシステム、経理等担当部門の方を対象とし定員の50名がセミナー参加した。

開催プログラムは第1日目が午後1時から情報システム化委員長の松本健一氏の挨拶ではじまり、続いて基調講演として「食品流通業における情報システム」をテーマに流通政策研究所理事野沢建次氏の2時間にわたって①今、卸売業に求められる経営課題は何か、②経営課題実現のための条件づくり、③小口化時代における卸の物流情報戦略等実態を見つめたうえでの講演を行った。

引き続き3時半から情報システム化委員会副委員長栗原悠造氏による「日食協情報システム活動」に関し、いままで情報システム化委員会ならびにネットワーク検討会が活動してきた経過内容、今後のシステム化の基本方向など具体的説明がなされ、さらに業界システム事例のその1として出荷案内システムについての報告ならびに内容解説等があった。

なお、同副委員長から本セミナーに対する全般的な感想、今後のセミナーにはどのような内容のもの

を希望するか、日食協活動に対する意見等のアンケート記入への協力依頼、ならびに情報システム全般にわたり日食協内に質問コーナーを設けることになり、質問票（別掲）によりどのようなことでも相談をもちかけていただき、ネットワーク検討会で協議したうえ、必ずその間に回答することにした旨の呼びかけがあった。

休憩夕食のあと午後7時から情報交換する場がもたれ、午後9時まで情報システム専門分野同志による有益な交換会が催された。

第2日目のセミナーでは午前8時半から業界システム事例その(2)として「受発注システム」について味の素ゼネラルフーズ株式会社情報流通部部長の川島孝夫氏によりメーカー物流システムの現況と卸・メーカー間受発注オンラインシステムの展開を中心に講演。

続いて午前10時15分から業界システム事例(3)「販売実績システム」につきサッポロビール株式会社情報システム部次長の高富俊雄氏により販売実績オンラインシステムの背景、明細型オンラインフォーマットの修正事項ならびに集約型オンラインフォーマット等の説明報告があり、2日間にわたる本セミナーにつき質疑応答があったあと滞りなく全プログラムを終了、昼食後、任意解散した。

【西日本地区】

西日本地区における情報システムセミナーは11月22日および23日にわたって大阪市淀川区西宮原のホテル大阪ガーデンパレスにおいて開催された。

参加者は35名で、開催プログラム要領は東日本と同様のかたちにとられた。

第1日目は午後1時から松本情報システム委員長より委員会活動経過の概要と今後の活動すべき方向、そして今回セミナーを開催することになった主旨などにつき挨拶があったあと、流通政策研究所理事野沢建次氏の「食品流通業における情報システム」と題しての基調講演、情報システム化委員会副委員長栗原悠造氏の日食協情報システム活動についての経過報告ならびに業界システムを進めていくうえでの指針等約1時間にわたる講演があった。

業界システム事例については、その事例(1)として「出荷案内システム」を国分株式会社システム企画室室長の飯田健一氏が1時間半にわたって内容説明があり、続いて午後6時から9時まで夕食を兼ねながらの情報交換会がひらかれた。

第2日目は8時半から業界システム事例(2)「受発注システム」を味の素ゼネラルフーズ株式会社情報流通部長の川島孝夫氏が、また、例事(3)「販売実績システム」をサッポロビール株式会社情報システム部次長の高富俊雄氏が担当され、それぞれ1時間半の熱の入った講演をされた。

さらに2日間を通じてのセミナーに関し特にシステム事例等を中心に活発な質疑応答がなされ、昼食後任意解散した。

以上2地区における情報システムセミナーは、担当講師も聴講参加者も情報システムの標準化推進活動とその運用普及にはいずれも強い情熱がうかがえ食品情報化の明日への期待は大なるものがある。なお、アンケート結果も両地区ともに有意義であったとの回答で満たされ、次回開催への心強い足がかりが築かれた。

「情報システム」の質問室開設

日食協情報システム化委員会・ネットワーク検討会ではこのほど情報システムの標準化推進等の活動に当たり質問室を設けることになり、東日本地区、西日本地区における情報システムセミナー

会場においてもその徹底が図られたが、この質問室は電話によらず必ず次のような書式による書面質問とすることにし、その送信方法はFAXが原則とされる。日食協事務局にこの質問票が寄せられた場合、必ずネットワーク検討会でこれをうけ、検討整備のうえで回答することになっている。

日食協FAX No. 03-241-1469

【質問票の様式】

日本加工食品卸協会 ネットワーク検討会 宛		昭和 年 月 日
質 問 票		
発 信 者	会 社 名	
	住所 / Fax No.	
	責 任 者	印
	担 当 部 門	
質問 / 要望事項 具体的に		回答 : 要 ・ 否 (○印)
日 食 協	受付月日 / No.	昭和 年 月 日 印 No.
	検 討 月 日	昭和 年 月 日 (ネットワーク検討会 / /)
回 答		
日食協No. _____		

ネットワーク検討会活動

情報システム化委員会の中核的活動機関となっているネットワーク検討会では情報システムに関する多角的な活動を展開している。

前項に詳述した情報システムセミナーの企画についてもその前準備として8月3日メンバー代表による打合会をひらき、8月5日開催の第12回ネットワーク検討会において実施要領の具体案をとりまとめた。

また、卸・メーカー間のデータフォーマットに関しては積極的に分科会活動が進められており、出荷案内、販売実績、受発注の各システムにつき問題点のチェックあるいは項目確認等が引き続き進められている。

その他、農林水産省委託事業の進展状況、国税庁に対しての酒類食品業界コードに関する説明と要望等を検討した。

9月10日開催の第13回ネットワーク検討会では、8月28日にひらかれた第9回賛助会員世話人会での情報システム化委員会の活動報告に関連し、当ネットワーク検討会での検討内容の報告を行った旨座長説明があったあと、①物流シンボルコード第4回検討委員会の模様についての報告、②分科会活動報告、③農林水産省委託事業について加工食品卸売業における物流の実態調査、④情報システムセミナーの開催場所、講師、会費等の実施案、⑤国税庁への説明訪問結果についての報告等が行われた。なお、この8月6日における全国卸売酒販組合中央会とともに国税庁に訪問説明した結果では、酒類業界9団体に対して、全国コードセン

ターのコードを利用するよう国税庁もその働きかけを行うことになったと言われる。

10月30日、第14回ネットワーク検討会では、同月22～23日開催の東日本地区の情報システムセミナーについての開催結果報告をはじめ、分科会活動のうち販売実績システムの一部項目、対象データの検討結果の説明と第一次テストスケジュールの確定、NCCよりの利用料金提示案等の検討、(株)ファイネットからの申入れ事項、卸売酒販組合中央会との連携協調体制について、商品コード等F研への依頼事項などを検討した。

11月16日の第15回ネットワーク検討会では、①ファイネットからの申し入れ事項に対する検討、②卸売酒販組合中央会との打合せ結果、③分科会活動等を中心に打合せた。

ファイネットからの申し入れ事項であるデータ交換のための利用手続きとしての標準データ・フォーマット項目については、出荷案内のうちの検討項目、販売実績報告システムでの運用基準書との相違事項、受発注データにおける問題事項等それぞれの分担により整理された資料をもとに綿密な検討が加えられたが、協議の結果、同社の代表と改めて検討する場を設けることになり、12月1日を連絡打合せ予定日とすることにした。

☆ ☆ ☆

12月15日、第16回ネットワーク検討会を開催した。

この検討会では①農林水産省委託事業である62年度加工食品卸売業情報化標準モデル策定調査事業のアンケート及びヒアリング等の進捗状況、②西日本地区情報システムセミナーの結果報告、③

ファイネット申し入れ事項の懇談結果、④分科会の活動報告、⑤東海地区コードセンターの組織化等について検討した。

その検討内容のうちファイネット申し入れ事項の件については、12月1日の懇談結果を踏まえ、同社から寄せられた再整備資料をもとに検討されたが、なお整合性を図る必要があるため、再度その辺の部分調整を行うための打合せの場を持つことになった。

その他では、社食料品流通改善協会より日食協宛に寄せられた生鮮食品コードセンターに伴う加入勧誘の件につき、文書のみでは主旨の徹底を欠くおそれもあり、別途の機会に同協会の説明をお願いすることになった。

酒類食品全国コードセンター 部会活動で実績つみあげ

酒類食品全国コードセンターでは、運営委員会を軸に普及部会、登録部会など積極的な部会活動

を進めつつ組織機能の充実を図っているが、8月以降の主な活動は下記の通りである。

＜運営委員会＞ ＜普及促進部会＞ ＜登録部会＞

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ・ 8月28日 | ・ 8月26日 | ・ 8月19日 |
| ・ 9月14日 | ・ 9月10日 | ・ 9月9日 |
| ・ 10月26日 | ・ 10月15日 | ・ 10月20日 |
| ・ 11月18日 | ・ 12月18日 | ・ 11月17日 |
| ・ 11月30日 | | |
| ・ 12月21日 | | |

なお、同センターでは東海地区コードセンターの開設に向け努力中であり、名古屋コードセンターとの統合作業を進める一方、国税庁にも働きかけ、酒造組合9団体に対し全国コードセンターのコード使用について要望、活用分野の輪はさらに広がりを見せようとしている。同センターの加入状況は12月現在267社、初期登録件数は251,193件である。

☆

☆

☆

農村地への工業導入制度 行政筋で拡充を検討

農林水産省、通商産業省、労働省では農村地域工業導入促進法に基づく税制改正要望について農村地域工業導入促進制度の拡充を検討中であるとされる。

この制度が拡充されると各種商品卸売業のうちの食料卸売業も対象に含まれるものと見られ、その成り行きが注目される。趣旨等は下記の通り。

1. 趣 旨

(1) 経済構造調整を進める上で、産業として自立

し得る農業の確立が急務となっている。しかし農業構造の現状を見ると稲作等の土地利用型農業部門の経営規模の拡大が立ち遅れており、農地流動化の促進等を通じその構造改善を可能な限り加速する必要がある。

本法は、工業の地方分散を図るとともに、農業従事者のこれらの工業への就業を促進することにより、他の構造政策とあいまって農業構造改善を推進してきた。構造改善の加速に当たり、本法の一層の推進が必要となっている。

(2) しかし、産業構造の変化に伴い、今後、第3次産業の雇用吸収力が相対的にウェイトを増す

一方、円高等により工場の海外立地は今後とも増大する見込みである。このため、農外に流出する農業従事者の就業先として工業の立地に依存してきた農村地域においては、雇用機会の確保に支障が生じ農業構造改善の円滑な推進が著しく妨げられる恐れがある。

(3) このため、本制度を拡充し、農村地域への産業の導入を更に進めるとともに、農村地域での安定的な雇用機会の増大により、農業構造改善を促進する。

ア 安定的な雇用機会の増大を図るため、導入対象業種に卸売業等の第3次産業を加える。これに伴い、現行の導入促進措置（税制・金融）を新導入対象業種にも拡大する。

イ 工業及び新導入対象業種の導入を一層促進するため、導入促進措置を拡充する。なお、拡充に当たっては、出稼ぎの多い地域等地元雇用機会の乏しい地域に重点を置く。

2. 導入対象業種の拡大について

新導入対象業種は、今後、工業とのかかわり（取引）、労働力又は土地の需要度からみて農村地域への立地が見込めるものであり、次の業種とする。

各種商品卸売業、繊維・機械器具・建築材料等卸売業、衣料・食料・家具等卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、その他

3. 導入促進措置

(1) 工業に適用されている現行の税制上の措置を新導入対象業種にも適用する。

- ① 農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減
- ② 特定事業用資産の買替えの特例
- ③ 機械、建物等についての減価償却の特例
- ④ 特別土地保有税の非課税

⑤ 地方公共団体が事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合の減収補填措置

また、工業に適用されている現行の金融上の措置を新導入対象業種にも適用する。

- ⑥ 農林中央金庫からの資金の貸付けの特例
- ⑦ 国及び地方公共団体による必要な資金の確保等

(2) 工業及び新導入対象業種の導入を一層促進するため、次の措置を講ずる。

(1)の③の特別償却率を特定の地域において引き上げる。

農村地域のうち一定の要件を満たす市町村において、機械等にあつては16/100を22/100に、建物等にあつては8/100を11/100とする。

要件は、不安定兼業農家率（市町村の全農家のうち、世帯主が出稼ぎ、日雇等に従事する不安定兼業農家の割合）が高いこと、農業就業者の比率が高いこと等とする。

また、日本開発銀行等の政府系金融機関の融資利率の引下げ、特別枠の設定の措置を講ずる。

4. 農業従事者の就業促進のための措置

導入計画に従い導入される工業及び新導入対象業種に農業従事者が円滑に就業することを促進するために必要な措置を講ずる。

5. 以上の措置に伴い、農村地域工業導入促進法の規定の必要部分の改正を行う。

支部ニュース

「関東支部で商品研修会」

関東支部では8月27日、第11回商品研修会を実

施した。

今回の商品研修会はアサヒビール株式会社東京工場（工場長高畠政一氏：大田区大森北2）を訪れての研修で、午後2時現地集合し、参加者35名により商品研修した。

まず、工場側より東京支店営業第一部長坂本純一氏より挨拶があり、続いて東京工場総務課の岩田幸造氏により工場の歴史、規模、見学要領等の説明。続いて映画があり、2班に別れ工場見学した。

また、見学後の質疑応答では次長兼製造課長の高井紘一郎氏による主として技術、商品面における概要説明がまずあり、参加者から積極的な質疑がなされ、充実した研修会となった。

流通業務委員会が多角活動

9月17日関東支部流通業務委員会を開催し、①61年度物流コスト調査のとりまとめについて、②商品研修会、現場見学会の実施等について検討したのに続き、10月19日午後1時から前回委員会の検討結果をうけて物流コストの内容分析と10月14日開催の物流見学会の結果報告および支部セミナーの開催につき検討した。

11月25日の流通業務委員会では、物流コストのとりまとめに関し、神崎英男副委員長協力により作成された「61年度物流コスト実態調査」につき内容検討した。

また、11月10日開催の支部セミナーについて反省を兼ねての意見交換した。

なお、63年度支部活動のスケジュール化ならびにテーマ等については次回委員会でテーマ持ち寄りにより検討することになった。

旧ろう8日午後3時半から開催の流通業務委員会では、63年度関東支部の活動スケジュールについて検討され、基本的活動としての年間テーマを①物流コストの低減について（小口化、配送費等）②日付け管理の2テーマを重点的に取りあげることにした。

この日の委員会には磯野支部長もご出席になり、支部活動としての提言等を願った。

なお、61年度物流コスト調査報告書の取り扱いについては、運営委員会でも意見交換があったが、正副委員長が改めて本部の意向をうかがうことになった。

第2回物流見学会を実施

10月14日、関東支部流通業務委員会は第2回物流見学会を実施した。

今回は異業種の物流を見学することになり、神奈川県厚木市長沼の日本レコードセンター株式会社が選ばれ、これには委員会メンバー11名が参加した。

午後1時半から同社開発企画課長の片野浩一氏により見学に当たっての関連事前説明があり、1時間にわたり、受注端末機室、倉庫（レコード、オーディオ、ビデオ保管、コンピュータ室、その他伝票内容等につき研修。続いて午後3時から同社専務取締役の倉田豊良男氏から同センターが10年来進めてきた共同化のねらい、ならびに協業化、情報化、パート化された物流の現況、最近実施した主な施策等々約2時間（うち質疑応答20分）にわたって内容の濃いはなしがあった。

支部セミナーを開催 講師にライオンの高波本部長

11月10日、午後2時からJR中央線四ツ谷駅前の主婦会館において第2回関東支部流通セミナーを開催した。

講師にはライオン株式会社食品事業本部取締役本部長の高波賢一氏を迎え、「変化する業界と成長機会把握への一考察」をテーマに約2時間にわたって講演。

この日のセミナー参加者は35名で他県ブロックからの出席も見られ、異業種的企業の立場から流通、情報、商品開発等OHPを活用しつつ業界成長への課題とその考察について新しい観点に立っての講演であり好評であった。

共同配送委員会

百貨店に納入する商品の共同配送事業は、その後も順調に業務が進められているが、情報交換の場として設けられている共同配送委員会は、9月17日、11月25日、12月8日と月例的に開催し、委員会メンバーと南王運送㈱との話し合いがなされてきた。

この共同配送委員会では、主として南王運送側から61年と62年の月別食品経営実績の報告がなされ、その他配送実務上の問題点などで意見交換し、配送の円滑化につとめている。

なお、配送実績数は前年比より増加し、手数料改訂後の運営は概ね良好と受けとめられている。



缶詰ブランドオーナー会

幹事会・全体会議を合同で開催

8月6日午前10時から日食協会議室において、缶詰ブランドオーナー会の幹事会ならびに全体会議を合同開催し、①各部会活動の現況報告に関する件、②缶詰共同宣伝の実施状況に関する件、③食品添加物表示問題等に関する件、④今後のCBO活動スケジュール化に関する件、⑤「缶詰の日」のCBO基本対応に関する件、⑥その他について協議した。

この合同会議には日本缶詰協会より三島進専務理事、日本製缶協会から山崎 力専務理事がオブザーバー出席され、㈱サンヨー堂専務取締役の野老利男氏が幹事長代理をつとめ協議が進められた。

1号議案については北田専務理事より果実、水産、食肉、野菜、パインアップルおよび品質規格の各部会活動を中心に現況報告があり、全員異議なくこれを承認した。

共同宣伝については、日本缶詰協会との宣伝活動状況を中心に①缶詰料理教室（動員数6,625名）②缶詰セミナー（女子学生中心に2,028名）③その他催事19回の実施 ④広報パブリシティー ⑤ニュースリリースなどについての報告説明が事務局よりなされた。

また、食品添加物表示問題については日缶協専務理事より、添加物表示に対する厚生省の動き、缶詰業界要望事項内容、告示後の猶予期間等の報

告が行われた。

なお、10月10日が「缶詰の日」に設定されたことによりCBOとしての流通面における普及協力体制についての話し合いがなされ、缶詰普及促進のため前向きに取り組むことになった。

パイナップル・果実合同部会開催

幹事会、全体会議に続き、同日正午からパイナップル部会および果実部会をはじめの試みとして合同開催し、最近の国産果実缶詰の全般的な流通市場の状況、輸入果実缶詰の動向等につき情報交換した。

この合同部会にはパイナップル部会長志鎌亨氏ならびに日本パイナップル輸入協会の福永友二郎事務局長（オブザーバー出席）からグローバルパイナップル缶詰の輸入状況と市況等に関し報告説明がなされ、また、沖縄パイナップルの生産・販売見通し状況を三菱商事㈱の大橋康敏氏が報告。

新物みかん缶詰で懇談

内地市場も厳しい環境

新物みかん缶詰の情報交換を目的として随時に開催されている日本蜜柑缶詰工業組合と缶詰ブランドオーナー会果実部会員代表メンバーによる懇談会は、9月17日、みかん年度第1回目として丸の内ホテルにおいて開催し、続いて第2回目の懇談会を11月26日にそれぞれ開催した。

62年産みかん作柄は当初240万トンと見られ、このため40万トンの摘花指導がなされたが、育成良好で大玉の比重が増し実収は253万トンといわれ暴落傾向。生果向けを10万トンふやし、果汁向

けも44万トンにプラス10万トンうわのせし、缶原については14万トンを15万トンにとの要請もあるとのこと。本年はS級の原料に乏しく、缶詰適格品が少ないとの声もある。

輸出向けは円高によって全く不振で、本年から共販制を廃止し、自由化されることになった。

一方内地市況としては、550万函程度なら消化可能と見られているものの、ガット関連のパイナップル缶詰が自由化にでもなれば、みかん缶詰にとって影響は極めて大であり、その成りゆきが注目される。

工組側からは再生産につながるよう4号缶で最低85円を希望、参考にして欲しいとの要望であるが、ブランドオーナー側としては流通段階の実態からかけはなれた価格であり、量を減らしても結構だから採算に合うような方策を講ぜられたいとの意見も聞かれた。

スイートコーン開缶研究会

8月25日、会議室においてスイートコーン缶詰の開缶研究会を開催した。

主催；日本加工食品卸協会、全国食品缶詰公正取引協議会、㈱日本缶詰協会。

協力；㈱日本缶詰検査協会、日本農産缶詰工業組合。

今回の研究会は国産品が45缶（ホール27缶とクリーム18缶）および輸入品23缶（ホール14缶とクリーム9缶）の合計68缶が開缶された。

なお、輸入品のクリームスタイルは日本の規格では適用できない内容のものが「参考」と

どめた。

開缶結果は次の通りであった。

区分	形状	品位		量目		総合	
		合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格
国産	ホールカーネル	23	4	27	0	23	4
	クリームスタイル	18	0	18	0	18	0
	計	41	4	45	0	41	4
輸入	ホールカーネル	13	1	14	0	13	1

国産品でホールカーネルの4缶が不合格となったが、これらはいずれも冷凍原料使用のもので香味不良が原因。

クリームスタイルは一部に粘稠に欠けるものが散見された程度で総じて良好の評価である。

一方、輸入品のホールカーネルは香味不良のもの1点があったが、その他のものはいずれも不合格の範囲に入っている。

みかん缶の開缶研究会開催

9月25日、会議室において市販みかん缶詰の開缶研究会を開催した。

主催；日本加工食品卸協会、全国食品缶詰公正取引協議会、財団法人日本缶詰協会。

協力；財団法人日本缶詰検査協会、日本蜜柑缶詰工業組合。

開缶総数は69缶（JAS品62缶、非JAS品7缶）で、今回は首都圏の百貨店、スーパーから61年度産品を買い集め実施した。

午前中、井上勘吾専務理事、野沢一太検査部長、八木兼之検査主席、吉田勝雄主任によりJAS5点法で審議され、午後1時半一般公開、午後2時

半から野沢部長により審査結果の講評があった。

① 総合結果

開缶数	品位		計器		総合	
	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格
69	64	5	69	0	64	5

② JAS・非JAS別結果

	開缶数	合格	不合格
JAS品	62	57	5
非JAS品	7	7	0
計	69	64	5

③ 缶型別結果

缶型	開缶数	品位		計器		総合	
		合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格
4号	28	25	3	28	0	25	3
5号	24	23	1	24	0	23	1
2号	9	9	0	9	0	9	0
M3号	1	1	0	1	0	1	0
M2号	2	2	0	2	0	2	0
特殊7号	2	2	0	2	0	2	0
小型2号	2	2	0	2	0	2	0
瓶	1	0	1	1	0	0	1
計	69	64	5	69	0	64	5

④ 平均点分布

平均点	缶数	比率
5.0	12	17.4
4.75	12	17.4
4.5	15	21.8
4.25	11	16.0
4.0	7	10.1
3.75	5	7.2
3.5	0	—
3.25	2	2.9
3.0	0	—
3.0未満	0	—
不合格	5	7.2
計	69	100%

鈴木定範氏

鈴木定範氏（株式会社サンヨー堂取締役社長）は62年7月19日午前6時35分胃癌により逝去された。享年61。8月21日午後7時から大森の平和の森会館においてお通夜、22日午前11時葬儀を執り行ったうえ、9月10日午後1時から青山斎場において社葬によりしめやかに葬儀、告別式が執行され業界関係者多数が参列した。喪主は妻の鈴木美恵子さん、葬儀委員長は㈱サンヨー堂の専務取締役野老利男氏。

同氏は61年1月、社長就任以来日食協の理事ならびに缶詰ブランドオーナー会の幹事長をつとめられ、業界発展のために多大の貢献をされた。

大橋庄三郎氏

大橋庄三郎氏（大橋株式会社相談役・元社長）は11月21日12時10分、下京区の南病院において急性肺炎により死去された。享年83。

葬儀は12月8日午後1時から、告別式は午後2時から東山区東山通りの霊山観音において社葬により執り行われた。

喪主は妻の大橋とくさん、葬儀委員長は味の素株式会社専務取締役佐藤孝直氏で業界関係者多数が参列し故人の遺徳をしのいだ。

同氏は日食協の前身である全国缶詰問屋協会発足当時から理事ならびに蔬菜部会長をつとめられ、特に蔬菜缶詰産業の振興には多大の功績を残された。

関係団体報知

日缶協で60周年記念

㈱日本缶詰協会では10月16日、千代田区丸の内東京会館において創立60周年記念大会を盛大に挙

行した。式典は午後1時半から農林水産大臣を迎え功労者、功績者の表彰等があり、記念シンポジウム懇親パーティが催された。

パイン両団体で開缶研究会

日本パインアップル輸入協会、沖縄パインアップル缶詰協会では、10月2日大阪市東区北浜2の北浜ビジネス会館でパインアップル缶詰の開缶研究会を開催した。出展数は50缶。

また沖縄パインアップル缶詰協会では、62年産夏実パインの開缶研究会を9月29日東京駅の鉄道会館ルビーホールで開催した。日食協ではこの大阪・東京の両研究会の催しに協賛した。

中食連が合同懇談会開催

中部食料品問屋連盟では、11月13日午後2時半から名古屋観光ホテルにおいて正会員、賛助会員合同懇談会を開催。この懇談会に日食協からは専務理事が出席し「日食協の重点活動」につき報告。「バイオ事業への取り組みと現状」と題しカゴメ㈱総合研究所主任大野賢一郎氏の講演、「今年の飲料動向について」をテーマにカルピス食品工業㈱東海営業支店長高野哲郎氏のはなし等々に続き「可能性への挑戦」を演題とした中京大学助教授室伏重信氏の公演会および懇親会が大盛に催された。

謹んで新春の御祝詞を申し上げます

本年も尚一層のご指導とご愛顧をお願い申し上げます。

昭和63年元旦

日本加工食品卸協会
役職員一同

